平成19年1月15日

規則第2号

改正 平成19年12月17日 規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、香川県後期高齢者医療広域連合 (以下「広域連合」という。)の公印の取扱い等に関し必要な事項を定める ものとする。

(公印の名称等)

- 第2条 公印の名称、書体、形状、寸法及びひな型は、別表のとおりとする。
- 2 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者として、公印保管責任者(以下「保管責任者」という。)を置き、総務課長をもって充てる。
- 3 保管責任者は、公印の保管及び取扱いについて、事務局職員のうちから、 公印取扱者(以下「取扱者」という。)を指名することができる。

(公印の保管等)

- 第3条 保管責任者及び取扱者は、公印を慎重に取り扱い、盗難、紛失、不正 使用等の事故がないよう十分注意しなければならない。
- 2 保管責任者は、公印の盗難、紛失、不正使用等の事故があったときは、直ちに、そのてん末を広域連合長に報告しなければならない。

(公印台帳)

- 第4条 公印を登録し、整理するため、総務課に公印台帳(別記様式)を置く。 (公印の新調、改刻又は廃止)
- 第5条 保管責任者は、公印を新調、改刻又は廃止したときは、事務局長に報告し、公印台帳に登録しなければならない。
- 2 保管責任者は、改刻又は廃止をして不要となった公印は、5年間保存後、 焼却等によって処分しなければならない。

(公印の使用)

- 第6条 公印を使用するときは、押印を要する文書に決裁済の文書を添えて、 保管責任者又は取扱者に提示し、承認を受けなければならない。
- 2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得

ない理由により保管責任者の承認を受けたときは、この限りでない。

(印影の印刷)

- 第7条 公印を多数押印する必要があるときは、保管責任者に合議の上、公印 の押印に代えて公印の印影を印刷することができる。この場合において、必 要があるときは、当該印影を拡大し、又は縮小することができる。
- 2 主管課(室)長は、公印の印影を印刷した文書を厳重に保管し、その受払 状況を常に明らかにしておかなければならない。

(電子公印)

- 第8条 電子計算機を利用して公印を押すべき文書を作成するときは、保管責任者に合議の上、当該電子計算機に記録した公印の印影(以下「電子公印」という。)を出力することにより、公印の押印に代えることができる。この場合において、必要があるときは、当該印影を拡大し、又は縮小することができる。
- 2 電子公印を使用する事務の主管課(室)長は、不正使用その他事故を防止するため、当該電子公印について適切な管理等を行わなければならない。 (広域連合以外の者による印影等の使用)
- 第9条 公印の印影等を広域連合以外の者に使用させるときは、総務課長に合議の上、事務局長の決裁を受けなければならない。
- 2 公印の印影等を広域連合以外の者に使用させる事務の主管課長は、不正使 用その他事故を防止するため、印影等を使用するものに対し、適切な管理を 行わせなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中香川県後期高齢者医療 広域連合会計管理者之印の項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月17日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表(第2条関係)

公印の名称	書体	形状	寸法	ひな型
香川県後期高齢者医療広域連合之印	れい書体	正方形	24mm	香川県後期高齢者医療広域連合之 印
香川県後期高齢者医療広域連合長之印	れい書体	正方形	24mm	香川県後期 高齢者医療 広域連合長 之 印
香川県後期高齢者医療 広域連合長職務代理者 之印	れい書体	正方形	24mm	香川県後期 高齢者医療 広域連合長 職務代理者 之
香川県後期高齢者医療広域連合事務局長之印	れい書体	正方形	21mm	香川県後期高齢者医療広域連合事務局長
香川県後期高齢者医療 広域連合会計管理者之 印	れい書体	正方形	18mm	香川県後期高齢者医療広域連合会計管理者之 印
香川県後期高齢者医療広域連合課長之印	れい書体	正方形	18mm	香川県後期高齢者医療広域連合課長之印

香川県後期高齢者医療広域連合出納員印	れい書体	正方形	18mm	香川県後期高齢者医療広域連合出納員印
--------------------	------	-----	------	--------------------

公 印 台 帳

整理番号 影 印 公印の名称 用 区 使 分 書 体 形 状 法 4 年 新調年月日 月 日 改刻年月日 年 月 日 廃止年月日 考 備